



【校訓】 立志 ・ 協働 ・ 生命

南 風 ~ MINAMI KAZE ~

高知市立南海中学校 学校便り No. 4

令和4年4月11日（月） 通算 2100 号

高知市長浜 5235 Tel.088-842-3291

いじめ・暴力・器物損壊の根絶に向けて 安心・安全な学校環境のために

これまでの長年にわたる生徒の努力と保護者・地域のご協力のおかげで、南海中学校においては、暴力や器物損壊はほとんど見られなくなっています。

社会で生きていくうえで、きまりやルールを守ることが欠かせません。これから社会に出ていく中学生に、きまりを守ることの大切さを学ばせていきたいと思ひます。

また、安心・安全で、生徒全員が心豊かな学校生活を送ることができるよう、学校環境の整備にも努めていきたいと考えていますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

1 服装について

- (1) 正規の制服を着用していない生徒には、事情を聞き、生徒に指導します。
- (2) 正規の制服がない場合は、ご購入いただくようご家庭に協力を要請します。



2 公共物や他者の所有物への器物損壊等（落書きや鍵の無断使用を含む）について

- (1) 故意に（わざと）壊した場合
 - ① 修繕できる場合は、壊した本人が修繕するよう指導します。
 - ② 修繕できない場合は、保護者による弁償を要請します。

※ まずは、本人に対する指導を行います。場合により（繰り返し行う等）保護者同伴での指導を行うことがあります。

※ 「物を壊したら、壊した責任を取る必要がある。結果として家族にも迷惑をかけることになる」等のことを生徒自身に理解させる目的です。



- (2) 損壊者（壊した人）が特定できない場合

学校全体で調査を行い、全体指導及び個別指導をします。

- (3) 警察へ被害届を出す必要がある場合

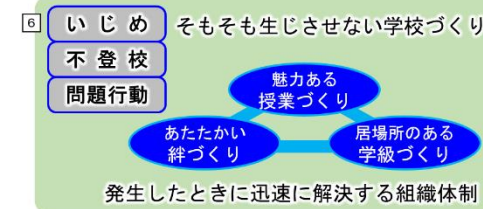
- ① 夜間、早朝、休日の時及び損壊者が特定できないとき。
- ② 学校全体で調査を行っても、損壊者が特定できず、現状復帰（修繕・弁償）が困難なとき。
- ③ 損壊者が特定できた場合でも、損壊物品が高額または多量であり、学校全体への不利益が顕著なとき。（学校だけではなく、高知市への損害賠償となります）
- ④ 損壊者が特定できた場合でも、損壊者からの謝罪や弁償の意思がなく、再三の指導に従わず繰り返し器物損壊事案を発生させ、学校の指導の範囲を超えると判断されるとき。



3 いじめについて

どんな理由があっても、いじめは絶対に許されません。いじめの原因は、いじめられた生徒にあるわけではありません。生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合や、アンケート・調査等でいじめが明らかになったことについて、関係の生徒から事情を聞き、全力でいじめの撲滅を図ります。状況によっては関係機関に相談のうえ、適切な対応をとっていきます。

学校として、早期発見・早期解決に努めます。いじめが疑われる場合は、遠慮せずに学校にご相談ください。



4 対教師暴力について

対教師暴力については、原則、警察に被害届を出します。

5 その他

- (1) 生徒は来客用スリッパを使用することはできません。生徒が使用している場合は、事情を聞き指導します。
- (2) 生徒指導上、事案により必要な場合には、関係機関等に相談の上、対応・対処等を行う場合があります。



生徒指導面ではありませんが、次のことについてもご確認をお願いします。

○ 児童虐待について

子どもが虐待を受けたと思われる場合、法律（児童虐待防止法）により、学校などは関係機関にすぐに通告する義務があります。法に基づき、子どもの命や人権を守るための措置ですので、ご理解をお願いします。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋・要約）

第5条 学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所等に通告しなければならない。

南海中学校は、命や人権を大切にし、授業や進路に全力を注ぐことができる環境が整ってきました。地域の公立中学校として、「南海中に通わせたい」「南海中の生徒なら安心だ」「地域のために南海中が必要だ」と感じてもらえる学校づくりを進めていきたいと考えています。



返信は学校メールに送信をお願いします
nankai-j@city.kochi.lg.jp